

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 阿久根由美子
日 時	平成26年7月10日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 2 分
出席委員	吉田 中村 並河 山本 田中 石野 木曾 (堤委員欠席)		
執行機関 出席者	(教育部)木曾部長、川勝次長 河原教育総務課長、松山学校教育課長、塚本給食センター所長		
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、阿久根副課長		
傍聴	可	市民 名	報道関係者 名
			議員 名

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議

〔吉田委員長 開議〕

### 2 日程説明

〔事務局次長 日程説明〕

### 3 案件

公文書管理条例制定の検討について

<吉田委員長>

項目を抽出する。次回委員会協議会で条文を検討していきたい。

(条文の項目一覧)「目的」「定義」「公文書の作成」「整理」「保管又は保存」「職員の責務及び研修」は必要だと前委員会協議会で共通認識した。「公文書の廃棄」も必要だと思う。

「他の制度との調整」「法令等の関係」はどうか。他に条例が出来ても矛盾しない。入れてみて不要なら削ることにする。

「ファイル基準表」は本市では文書分類基準表だと思うがどんなものか。

<事務局次長>

文書取扱規則(以下「規則」)第12条で定めている。分類ごと保存年限も定め一覧にしている。

<吉田委員長>

志木市の第6条のようなものか。

<事務局次長>

同じものだと思う。

<吉田委員長>

「ファイル基準表」も項目に入れてみる。

「管理状況の報告」は志木市の第19条である。入れておく。

次回までに資料(他市条例)を読んでイメージをつかんでほしい。項目を入れ事務局と案を作ってみる。

規則には「公文書の作成」の項目がない。志木市の第3条のように意思決定過程に

関する事項を入れておかないといけないと思う。情報公開に耐えるものを作成し市民に提示できることが大事であり、項目に含めておかなければならない。

#### 〔目的〕

< 木曾委員 >

目的は一番大事で明確にするべき。公文書は市政運営上重要で、将来にわたって市民への説明責任があることを盛り込むべき。

< 吉田委員長 >

公文書作成の目的は、まさに市民への説明責任、その先には健全な市政運営がある。政策上の決断が将来の市民の検証にも耐えられることが必要である。条文に入れ案を作る。

#### 「定義」

< 木曾委員 >

実施機関に土地開発公社（以下「土地公」）も入れるべき。

< 吉田委員長 >

土地公はほぼ市の機関である。実施機関に入れるべき。固定資産評価審査委員会とは何か。

< 事務局副課長 >

納税義務者が固定資産評価に不服があれば申し立て、評価が正当か審査される。

< 吉田委員長 >

情報公開条例に合わせた実施機関と土地公にするべきだと思う。なぜ、情報公開条例に土地公が入っていないのか。

< 事務局長 >

土地公、住宅公社は外郭団体であり、市から情報公開の規程整備を働きかけることにしており、各々整備された。

< 吉田委員長 >

土地公定款、住宅公社寄附行為に情報公開条例に準じた規定があった。土地公を加えることにする。

#### 「公文書の作成」

< 木曾委員 >

シンプルな条文がよい。

< 山本委員 >

草津市では「諮問」がある。条例制定には審議会の諮問が必要としている。本市にはない。改廃の際をどうするのか。項目に入れるか検討が必要ではないか。

< 吉田委員長 >

改廃の提案は市長か議会でよいと思う。諮問機関の設置には予算が必要なので勝手に作れない。いずれ執行部を委員会に呼ぶので考えを聞けばよい。

< 山本委員 >

疑問だったので確認した。

< 吉田委員長 >

しっかりやるのなら諮問すればよい。行政側は義務付けされるとしんどいと思う。あっていいものだと思うが、審議会設置には予算も必要なので行政の意見で項目に入れることにする。

< 木曾委員 >

改廃の仕方を明確にすることは大事なことである。どの審議会もメンバーは同じ。審議会ではなく市と議会が責任を持ってやればよい。

< 吉田委員長 >

志木市の視察で、意思決定過程を公文書で残すことで市民説明が全う出来ると聞いた。意思決定過程を公文書で残すことを条文に入れた場合、残す文書が明確になるのか。規則で定義しないといけないのではないか。

< 事務局次長 >

草津市の第 10 条「管理規程」に明記されているのか確認する。

< 吉田委員長 >

本市規則にはうたっていない。どの文書が該当するのか明確になるのか。

< 事務局次長 >

執行部説明時に確認願う。条例制定により規則の改正も必要になる。

< 吉田委員長 >

規則は極力変えたくない。混乱を招いてはいけない。

< 木曾委員 >

意思決定過程を重視するのは東北地方の震災に対する国の対応によるものである。文書管理ができていなかったことがクローズアップされた。重要事項の意思決定過程は公文書で残すべき。将来にも説明責任がある。

< 吉田委員長 >

公の場では整理されたものが発言される。どこまで残すのかは執行部に聞いてみないと分からない。

< 木曾委員 >

重要事項は多くない。意思決定が遅いと人命、財産に関わる災害を招くこともある。どうすべきか検証を行うためにも文書に残すことが大切である。

< 吉田委員長 >

責任追及のためではなく、教材として検証するために文書を残すことが必要である。

< 木曾委員 >

昨年台風 18 号以降国交省で防災シュミレーションを作られている。過去の事象を生かしてより良い対策をとるために文書に残すことは大切である。

< 田中委員 >

秋田市の条例は詳しい。参考にすればと思う。

< 吉田委員長 >

人事に関する事項まではどうかと思う。秋田市を参考に案をまとめる。

#### [公文書の整理]

< 吉田委員長 >

本市はできているか。

< 事務局次長 >

文書分類基準表によりできている。

< 吉田委員長 >

公開しているのか。

< 事務局次長 >

公開はしていないが、しても問題ない。

< 吉田委員長 >

情報公開の開示請求時に必要かと思う。公開していない理由は。

< 事務局長 >

内部整理の基準なのであえて出していないが、出しても問題はない。

< 吉田委員長 >

条文に多くの用語を用いると解釈に齟齬が生じる。大阪市の条例のようにすればどうか。

全員 了

#### [公文書の保存]

< 吉田委員長 >

本市の定めは。

< 事務局長 >

文書取扱規則 5 章で保存、整理を定めている。

< 吉田委員長 >

検討し案を考えたい。

#### [ファイル基準表]

< 吉田委員長 >

本市のものを確認してから、案を考える。

#### [公文書の廃棄等]

< 吉田委員長 >

志木市の条文でよいと思う。今の運営と変わらない。

#### [公文書管理規程]

< 吉田委員長 >

規則に定めている。後から条例で「規程（規則）に定めなければならない」というのはおかしくないか。

< 事務局長 >

おかしくないと思う。

< 吉田委員長 >

公文書の作成に関する事項が規則にない。他市の条文の意図が分からないが、意思決定過程など、どの文書も残すことかと思う。職員が作る文書は全て公文書だと思うがどうか。

< 事務局長 >

規則第 27 条で定めている。文書主義である。起案文書、処理などが定めてられており、それが作成に関する事項の具体化だと思う。文書の中身は定めていないが、全ての事案の処理は文書で行うことを定めている。

< 吉田委員長 >

軽微なものを除いて意思決定過程の文書を残すことは「公文書の作成」で挙げる。大枠を列挙することは大丈夫か。

< 事務局長 >

条例では規程の大きくりを定めると理解すればよいかと思う。

< 吉田委員長 >

作成に関する事項を入れるか検討し、案を作りたい。

[管理状況の報告等]

< 吉田委員長 >

志木市の例を参考に案を提示する。「報告、公表しなければならない」でよいか。大阪市は「市長は市長以外の機関に報告等を求めることができる」としているが、報告義務とすることでよいかと思う。

[職員の責務及び研修等]

< 木曾委員 >

努力義務ではなく義務規定にすればよい。研修はしなければならない。

< 吉田委員長 >

本市の状況は。

< 事務局長 >

新採職員研修を行っている。文書取扱主任会議を年1回実施している。

< 吉田委員長 >

主任とは。

< 事務局長 >

庶務担当係長があたる。

< 吉田委員長 >

年1回では少ない。

< 事務局長 >

他はOJTで行う。

< 吉田委員長 >

研修の形でやらないといけない。上司が間違っているかもしれない。

< 木曾委員 >

最近、議案にも修正等がある。公文書の重要性を分かっている必要がある。

< 吉田委員長 >

この条文は志木市を参考に入れる。

[公印の管理]

< 吉田委員長 >

規則第40条で定められている。

< 事務局長 >

公印の取扱いを定めている。管理は公印規則で定めている。

< 吉田委員長 >

他法令と整合性がとれば入れる。

次回委員会協議会でたたき台を提示する。

11:10

[ 休 憩 ]

11:25

○行政報告

給食米飯の異物混入について

[ 教育部 入室 ]

〔教育部長 あいさつ〕

〔給食センター所長 説明〕

・資料説明

・業者が炊飯し各小学校に配送する。混入のあった3月17日に小学校から給食センターに報告があった。教育委員会へは6月12日に報告した。

・業者の調査結果報告の督促ができていなかった。

(今後の対策)

・小学校から給食センターに報告があれば教育委員会に連絡するよう連絡体制を変更する。

・異物混入の際はまず児童が食していないかを確認する。食していた場合は学校医が対応する。次に保健所に報告する。小学校、給食センター、教育委員会の3者で状況を共通認識し、代替給食の提供、保護者への説明を検討する。

・代替給食を考えている。(資料説明)

・米飯中止の場合は、パンの代替を考えている。翌々日からは対応できるが、翌日からの対応もできるか業者にあたっている。米飯の代替業者を検討している。量、クラスの数による仕分けや長期休暇があるので対応できる業者を探すのが難しい。

・今回の不手際を申し訳なく思っている。

〔質疑〕

<田中委員>

安詳小の金属片混入の詳細は。

<給食センター所長>

米飯に混入していた。業者が釜で炊いた米飯を移すとき、釜止めで固定し裏返し下に落とす。釜と釜止めにささくれができており、それが米飯の中に落ちた。その後、釜止めの接触を磨き、ささくれをなくし、釜止めを改良した。使用前後に点検簿で点検することにした。

<並河委員>

匿名の方から話を聞いている。匿名の電話がなければ明らかにしなかったのか。他の学校も適切に対応されてきたのか。苦情も聞く。責任を持って給食が提供できているのか。

<教育部長>

給食の異物混入はあってはならない。万一の起きたときの学校での現場対応、欠食の際の対応を考えるのが危機管理である。マニュアルは各学校にあり校長の判断で取扱っていた。今後は給食センター、教育委員会、学校が共通認識し対応する。業者変更の検討も難しいが考えていく。

<並河委員>

自校式で地元産の米を使えばよい。

<給食センター所長>

市内で炊き小学校へ配送することを検討した。商工会議所をあたってみたが、配送に無理があるとの回答であった。地元業者での対応が一番よいと思うが、対応してくれる業者がなかなかいない。

<並河委員>

給食センターを広げ、雇用も拡大すればよい。

<教育部長>

現センターは米飯外注を前提にしたキャパである。新センターの建設は難しい。

< 吉田委員長 >

対策等適切に対応願う。

小中学校の規模適正化検討について

〔教育総務課長 説明〕

- ・学校で生徒児童数の格差が生じている。
- ・教育充実の視点で検討する。

〔質疑〕

< 木曾委員 >

予算特別委員会で説明があった。安詳小学校は児童がいっぱいの状況で、新聞記事  
をみて噂が飛び交っている。混乱しないよう進めてほしい。

< 教育総務課長 >

混乱にならにようにしたい。具体的な意見は持っていない。

〔教育部 退室〕

12 : 00

#### 4 その他

次回の日程について

〔委員会協議会 17日午後1時30分から〕

散会 12 : 02